

大館市大館能代空港利用促進運賃助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大館能代空港（以下「空港」という。）を発着する定期航空機に搭乗する大館市民等に対し、航空運賃の一部を助成することで、空港の利用促進を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）保護者等 親権を持つ者若しくは未成年後見人又はこれに準ずる者及び学生（成年の者に限る。）と生計を同一にしている者をいう。

（2）学生 搭乗日において本市外に住所を有し、次に掲げるいずれかの学校等に在学している者。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 同法第97条に規定する大学院

ウ 同法第124条に規定する専修学校

エ 同法第134条に規定する各種学校又はこれらに準ずる教育施設

（3）介護者 搭乗日において本市外に住所を有し、本市に住所を有する親族等を介護するため、航空会社で定める介護割引が適用された航空券を利用し来訪する者をいう。

（助成対象者）

第3条 助成対象者は、空港を発着する定期航空機に搭乗し、搭乗日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）本市に住所を有する者

（2）本市に住所を有する保護者等をもつ学生

（3）本市に住所を有する親族等の介護を目的に来訪する者

（4）その他、市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。

（1）公費による出張

（2）団体旅行

（3）修学旅行

（4）国際線航空券の国内区間割引が適用となる場合

（5）無料航空券を利用する場合

(6) その他、市長が不適切であると認める場合

(助成金額)

第 4 条 助成金の額は、1 人当たり片道 5 , 0 0 0 円とする。ただし、クーポンやポイントの利用等により、航空券の購入に係る実質負担額が 5 , 0 0 0 円を下回る場合には、その金額を助成額とする。

2 前項の金額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請者)

第 5 条 助成金の交付を申請する者 (以下「交付申請者」という。) は、次のとおりとする。

(1) 市民が搭乗する場合、本人又は同居家族。ただし、未成年の場合はその保護者等。

(2) 学生が搭乗する場合、その保護者等。

(3) 介護者が搭乗する場合、本人。

(交付申請の期限)

第 6 条 交付申請者は、搭乗した日から 3 0 日以内又は翌年度の 4 月 5 日までのいずれか早い日までに交付申請を行うこととする。

(交付の申請等)

第 7 条 交付申請者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 大館市大館能代空港利用促進運賃助成金交付申請書兼請求書 (様式第 1 号)

(2) 航空券購入時の領収書又はこれに準ずるもの

(3) 保安検査証又は搭乗証明書若しくはこれに準ずるもの

(4) 公的機関が発行する本人確認書類の写し

(5) 交付申請者と搭乗者が異なる場合、公的機関が発行する搭乗者の本人確認書類の写し

(6) 交付申請者本人名義の通帳の写し (口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名が確認できるもの)

(7) 交付申請者が市外在住の学生を養育する保護者等の場合は、当該学生の学生証又は在学証明書の写し

(8) 交付申請者が介護者の場合は、介護を必要とされる方の介護保険被保険者証又は介護認定結果通知書若しくは介護区分変更通知書のいずれかの写

し

(9) その他市長が必要であると認めた書類

2 前各項により提出された書類は、原則交付申請者へ返還しないものとする。

(助成金の交付)

第 8 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、内容を審査し、
適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 助成金は請求のあった月の翌月 20 日までに支払うものとする。

(助成金の返還)

第 9 条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正行為により助成
金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させる
ことができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 8 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第 3 条の規定は、搭乗する日（往復の場合は、往
路の日）が

平成 30 年 10 月 27 日以前である商品については適用せず、この要綱による
改正前の第 3 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和３年１２月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２ この要綱による改正後の第３条の規定は、施行日以後に購入した商品について適用し、施行日前に購入した商品については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和４年１１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２ この要綱による改正後の第３条の規定は、施行日以後に購入した商品について適用し、施行日前に購入した商品については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（適用除外）

２ この要綱による改正前の第４条の規定に基づき既に助成を受けた者については、要綱第９条の規定を除き適用しない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。